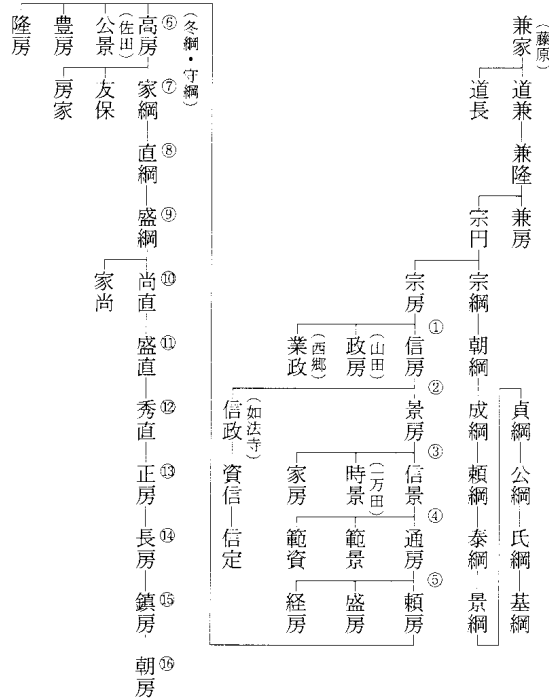


たという。時景が大和氏を称することと、西郷信定が大和氏を称することと、関連がありそうである。なお、正和二年（一一三三）ごろ、上毛郡三毛門大路田六反を知行して宇佐宮へ返付させられた大和八郎信茂（宇佐宮『書』）、嘉暦元年（一二三六）ごろ、上毛郡成恒名地頭職安堵について、大和右近将監の名が見える（『相良家』）。

宇都宮紀井氏略系図



四 鎮西奉行武藤少式資頼

豊前守護 天野藤内遠景が、建久二年（一一九二）ごろ、大宰権  
武藤 資頼 帥吉田経房が退任して間もなく、鎌倉へ召還される

と、新たに大宰府に下向したのが、武蔵国の武士武藤資頼である。武藤氏は室町時代に衰退し滅亡したため、豊前国における活動は明らかでないところが多い。

武藤資頼については、『吾妻鏡』（文治五年正月十九日）に、若君（源頼家）が大宰大饗の儀式の際、有職故実（ゆうしよくじつじ）にわからないところがあったとき、三浦介義澄に身柄を預けられていた囚人武藤小次郎資頼がその故実を知っているとので、頼朝はその罪を赦し、その故実を聞いたとある。彼は平家の家来である武藤監物（けんぶつ）太郎頼方の弟であるとしている。

『筑紫系図』に、平知盛に仕えていたが、一の谷の合戦の時、梶原平三景時の婿であることをたのみとして謝罪したとある。『吾妻鏡』では源氏方に降参して三浦義澄に身柄を預けられていたのだという。その後は頼朝の側近として重用されるようになったらしく、建久二年には公事奉行人平民部丞盛時と共に、伊勢・志摩両国の平家没官地で、地頭を補任していない所々を巡検していることが知られる。

『武藤系図』には、平家に味方して没官された大宰権少式原田種直跡（た）の原田庄を奥州討伐の勲功賞として与えられたとある。

建久六年ごろ、大宰府に下向した資頼は、天野遠景が大宰府の律令機構に入り込み、その権限をも利用したとく、宇佐大宮司公通や原田種直が平氏より与えられた例がある大宰少式の官職を手に入れて、鎌倉幕府の守護所の権威を強めた。しかし、天野遠景が、九国地頭として、国衙領・荘園の年貢の京上、兵糧米徴収の権限を有していたのと違って、資頼は三前二島（筑前・豊前・肥前・老岐・対馬）の守護に削減され、三後（筑後・豊後・肥後）は中原親能（ちん）（のち養子の大友能直）、南三国（日向・薩摩・大隅）は島津氏と三分されて支配に当たることになった。なお、

中原親能は、翌建久七年に再度京都守護となつていたので、九州ではほとんど活動しなかつたようである。

豊前国の守護である資頼は代官を派遣して、大番役催促や謀反人・殺害人の追捕、訴訟の取り次ぎ、下地の遵行を行わせた。『太宰管内志』に旧草場村（現豊津町）に「筑紫守護人屋敷」と称する所があると記しているが、守護少武氏の代官がいたのであろうか。

資頼の豊前国における活動については、幕府や朝廷の尊崇の厚い宇佐宮とその宮寺である弥勒寺の所領が多く、制約されていた。宇都宮信房が上毛郡尻高浦において、宇佐前大宮司公定扶持人の殺害事件を訴えたとき、幕府の裁定は

宇佐宮領の犯過人の事、守護使の締を停止すべきの由、敵旨分明なり、……神領内の犯過人は、宮検断としてこれを沙汰すべし、軽重を糺弾せしめ、謀反、殺害人においては守護所に召渡さるべし。その外の罪科にいたりては、一向、宮司の計たるべし

と宇佐宮領は守護不入の地であり、謀反人・殺害人追捕のための入部でさえ許されなかつた。国地頭天野遠景の場合は「鎮西九か国は帥中納言殿御沙汰なり」（『吉妻鏡』文治二、年六月廿一日条）と頼朝が吉田経房の強い支配権を認め、兩人の厚い信任があつて、特殊な権限を与えられていたのと対照的である。また、大番役についても、宇佐宮神官・社僧は、頼朝の給恩に早くから与つてゐる（文治三年二月廿日）ので、武役を勤めることを望み、宮司の命令に従わないという風潮が現れたので、幕府は彼らの武役を停止し、神事に専念するよう、守護資頼に伝えさせた。

資頼は貞永元年（一二三二）、子の石見左衛門尉資能に跡を譲り、六十九歳で死去した。

第2表 鎌倉時代の豊前国守護（『日本史総覧』による）

氏名	法名	通称	在職期間
武藤資頼	覚仏	小次郎・筑後守・大宰少武	正治二（一二〇〇） 嘉禄元（一二二五）
武藤資能	覚患	大宰少武	寛喜二（一二三〇）
金沢実政カ		越後六郎	弘安二（一二七九）
某		備前守	弘安七（二二八四）
某		備前五郎	永仁五（一二九七）
金沢政顕		上総前司	延慶三（一三一〇）
（糸田カ）顕義		上総兵部大輔	文保元（一三一七）
糸田貞義		上総六郎・上総左近大夫	元亨三（一二三三） 元弘三（一二三三）

五 鎮西西方奉行少武資能



武藤資能の花押

少武氏二代目の豊前守資能は、前三国と二島の守護職を五〇年近くも勤めた。その後半、文永二年（一二六五）、大隅国の正八幡宮遷宮の用途調進について、旧律令機構である大宰府が、鎌倉幕府によって設置された守護による、大宰府の伝統的な権限を侵犯されることを排除しようとしたことに対して、鎌倉幕府は在地における有力御家人であり、遷宮用途を現実に調進する能力のある少武資能と大友頼泰をその役に任命した。この時、鎌倉幕府はこの二人に新たな権限を付与した。資能については、これまでの三前二島の守護管国を越えた六か国二島、すなわち、日向・大隅・薩摩国を除く鎮西全域にわたる権限が与えられ